

「県立広島病院地域医療連携ネットワークシステム（KBネット）」  
に関する運用管理規程

（目的）

第1条 この規程は、\_\_\_\_\_（以下「当院」という。）において「県立広島病院地域医療連携ネットワークシステム（以下「KBネット」という。）」の運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

（管理責任者）

第2条 当院は、システムの責任者として管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、\_\_\_\_\_とする。なお、管理責任者が利用者となることを妨げない。
- 3 管理責任者は、当院内のKBネットの安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。
- 4 管理責任者は、KBネットに異常を認めた時は、直ちにKBネットシステム管理者に報告しなければならない。

（利用者の責務）

第3条 利用者は、KBネットを利用するに当たり、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島県個人情報保護条例（平成16年条例第53号）を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、KBネットの安全かつ適正な利用に努めるとともに、KBネットを通じて入手した診療情報について、診療及び説明目的での利用・閲覧を除き、複製若しくは公開又は他人に提供してはならない。
- 3 利用者は、KBネットの利用について、この規程のほか、利用者規程及び細則を遵守しなければならない。
- 4 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードを当該医療機関職員などを含め利用者以外の者に利用させてはならない。
- 5 利用者は、KBネットに接続する端末には、セキュリティ対策のため、ネットワークに接続する端末に所定のウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新しなければならない。

- 6 利用者が使用を終了する場合は、所定の申請書を県立広島病院に提出しなければならない。
- 7 利用者は、KBネットに異常を認めた時は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

住 所

診療所名

代表者名

⑩